

令和3年度第4回新興感染症等対策検討部会（要旨）

1 要旨

令和4年3月15日、第4回「静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議新興感染症等対策検討部会」を開催し、第3回部会までの協議内容を踏まえ、(仮称)ふじのくに感染症管理センターの設置の検討、次期部会委員について及び静岡県感染症予防計画の改定について、再度御意見を伺った。

2 概要（協議事項）

(1) (仮称)ふじのくに感染症管理センターの設置の検討について

(事務局説明)

- ・第3回部会でいただいた意見をもとに修正した感染症管理センター基本構想素案について、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議及び新興感染症等対策検討部会の各委員に文書にて意見照会し、御意見を反映したものを修正案として提示するとともに、項目別に意見への対応状況を整理して説明。
- ・今後の予定として、本日の部会における御意見等を踏まえたものを最終案として3月下旬に知事協議を経た後、3月末に公表する予定であることを説明。
- ・基本構想公表後もセンター長の権限のあり方や災害時の対応などの項目について、引き続き検討していく予定であることを説明。

<委員意見等>

- ・ 基本構想の内容には意見等なし。
なお、今後の進め方に関して、検討のタイムスケジュールの記載をしてほしい(P31に2022年度の検討項目を記載した旨回答)、実施に当たっては東部保健所など現場とよく相談して進めてほしいとの意見があった。

(2) 次期部会委員について

(事務局説明)

- ・ 現在の部会委員の任期は、専門家会議委員の任期に合わせて今月末までとなっていることから、関係団体に次期部会委員の推薦依頼をしていること及び今後も感染症管理センターの機能等について引き続き検討していく予定であることから、可能な限り、引き続き委員に御就任いただきたい旨を説明。
- ・ 次期委員に、新型コロナウイルス感染症のゲノム解析での協働実施などにおいて連携している国立遺伝学研究所から委員を招聘したいと考えていることを説明。
- ・ ICTの専門家など、随時関係機関等と調整を行い、委員等の追加を検討していく予定であることを説明。

- ・ 令和4年度以降も、感染症管理センターの実動に向けた議論について、テーマを絞って、月1回の開催ペースで引き続き開催予定であることを説明。

<委員意見等>

- ・ 次期委員選任に関しては意見等なし。
なお、ICTの委員を早く入れてほしい、部会の開催時間について、各委員、顧問がなるべく都合のつくところを事務局で確認し、変更してほしいとの意見で一致。
- ・ ICTの委員は是非とも早く入れていただきたい。ICTはかなり議論して、委員の皆様様の意見も十分に反映した中で組み立てていけないといけないので、一朝一夕にはできず、お金もかなりかかる可能性があるため、早い時期に県の方で適切な方がいれば、次回からでもいいので入って、どんどん私達の意見も吸収しながらICTの立ち上げをしていって、感染拡大の時により良い形にできるようにしていただけたら。
- ・ ICT関連のある組織ですと、AMRのある臨床リファレンスセンターの先生方にお話を聞いたり、リクルートの方法等も伺うといいかと思う。ICTを集めるために様々なことをされていらっしゃるの、是非御検討いただきたい。ちなみに、リクルートはハローワークで見つけるのが一番いいと聞いている。何故かかという、ICTのスキルを持ってはいるけど、お母さんとかで常勤は無理だけど非常勤で時間を決めて勤務できる方がハローワークにいらっしゃることもあるので、利用されるといいよと伺っている。
- ・ 診療所の医師は5時半からのスタートだと診療をやめられない状況にあり、当初からの参加が難しいので、できればもう少し遅い時間からのスタートにしていけると、県医師会の委員も参加できるのではないかと。
- ・ 毎週火曜日は浜松地区内の関係者とWeb会議を開催している時間帯になるので、例えば昼の時間帯など、広く考えてもよいのではないかと。

(3) 静岡県感染症予防計画の改定について

(事務局説明)

- ・ 第3回部会までにいただいた意見を踏まえた修正案をもとにパブリックコメントを実施し、県民の皆様からいただいた御意見を反映したものを最終案として提示し、項目別に意見への対応状況を整理して説明。
- ・ 今後は、別途実施中の感染症法に基づく市町等への意見聴取を経て、3月末の計画策定を予定している旨を説明。

<委員意見等>

- ・ 政令指定都市保健所との連携について検討し、なんらかの形で反映すべきとの意見で一致。

- ・パブリックコメントの第1の「感染症管理センターは政令指定都市を含む県内保健所の感染症管理部門を統括する」、ということについては対応内容のところにはないが、明記すべきではないか。
- ・神奈川県では政令市を含めて全県対応にするという経緯になって、感染症法としてはイレギュラーな形になったが、非常に特殊なケース。やはり政令市と調整をして、センターが立ち上がる時に覚書を交わすとか、かなり突っ込んだ準備が必要で、よくつめた方がいい。
- ・クラスターの支援で色々な所に出たが、例えば宮城県と仙台市は全然無関係というか、一体にはなっていない。先週災害学会等で行政とDMAT、感染のICTなど、の色々な県の状況を聞いたが、神奈川県の例は特殊で、横浜、川崎、相模原と3つの政令指定都市を抱えながら、全県で一つのことをやっているのは、神奈川県以外になかった。
- ・政令指定都市、静岡と浜松、それと県はちょっと別々の方向に動いているような感じがする。これを機会に覚書をかわすのかどうするのかは別にして、せっかく司令塔の県としては動くけども、政令指定都市は別の方に向けてしまっただけでは、すごい無駄なので、うまく打破できるような形になればいいと思う。その辺、県庁でも思い悩むところは多々ある感じはするが、神奈川は極めて特殊だと言うけども、その特殊なものを、縦割りを崩していかないとこのパンデミックは乗り切れないと思うので、そこを私達の方からも意見を言って、政令指定都市も一緒にやりましょうというような形が出てくればいいと思う。
- ・有事は、本当に指揮命令系統を一本化することが非常に重要なことだと思う。それで、指揮命令系統を一本化して、みんなが納得するような形というのは、組織図も重要だが、それを動かす人が全てではないかと思う。センター長を誰にするかというのが一番重要なポイントじゃないかと思う。非常に難しいと思うが、その辺をよろしく御配慮いただきたい。
- ・神奈川が一番うまくいったのは、センター長というか、トップが本当にパワフルだったというか、無理矢理進めたというのが神奈川の一番のポイントだったと思う。センター長が力のある方だったからうまくいったと理解している。
- ・司令塔が指令をしても、実際に動くのは現場であるが、現場にどのように伝えるのか、受け皿をどのようにするのかは、今回の検討には入っているのか。また、その受け皿にどのように動いてもらうか、受け手の事を考えてもらう形になるのか。なかなか司令塔の指示どおり受け皿が動いてくれないのではないかという危惧、これが医療機関だけでなく、例えば福祉施設、あるいは学校といったような所、教育委員会にどのように下に降りていって、現場の学校に伝えるのか、司令塔の考えているように動くのかというところが非常に気になる場所である。そこら辺の所はしっかりと構想の中に入れて、司令塔だけでなく、受け皿の所もある程度形にするような構想を組んだ方がよろしいかと考える。

- ・ 政令指定都市と県の連携の話があったが、感染症の場合には疫学の解析が非常に重要。今どんなことが起きていて、それをきちっと解析して、その先に繋げていくという、疫学の開示が非常に重要で、区分けということではなくて、それぞれの情報を持ち寄らないと、きちんとした解析ができないと考えるので、是非とも予防計画もそうですし、感染症管理センターにおいても、政令市の情報を共有できて、きちっと疫学解析をしていくようなシステムを構築していただけるといいと思う。
- ・ 県の保健所では第5波に耐えうると想定された人員で第6波に対応している。我々が必要だと思っている人数の3分の1以下くらいでやっていて、この人数だと、疫学情報の基本が集められない。結局 ICT を使うにしても、それなりの確認事項とかをするには、今、うちの保健所で今日の患者が370何人、延べの職員が5～60人くらいでやっているが、実際にはこの3倍くらいの数がいないと聞き取りができない。そして生データさえあれば、あとの分析は県内は ICT の重要人物が、浜松医大の宇島先生もいらっしゃるし、人材には恵まれた県だと思っているので、やはり人力がかかる所にしっかりかけて、基礎データを取るということにエネルギーを使わないと。大事な情報を、タイムリーな所で逃している。悔しいけども、今ある戦力でやるにはそれしかないということをやっている。
- ・ 教育という所で、令和4年で感染症対策向上加算が加わって、その中に新興感染症のシミュレーションですとか教育・訓練が必須になってきていると思う。早速感染症管理センターの役割の一つの教育、新興感染症の訓練というところに、今、組み込むチャンスだと思うので、もし検討会もしくは県庁の方で、できることがあれば、今がいいのではないかと思う。

<本会議を受けた今後の県の対応>

- 協議事項1では意見がなかったが、協議事項3で政令指定都市を含めた県内保健所との連携について検討し、明記するよう意見があったことを踏まえた修文をした上で知事協議を行い、委員に文書で協議結果を報告した後、3月末の公表に向けて必要な手続きを進める。
- 部会委員の選任については、国立遺伝学研究所からの委員選任も含めて必要な事務手続きを進める。
- パブリックコメントに提出された県民からの意見のうち、政令指定都市を含めた県内保健所との連携について明記する方向で修正し、別途感染症法に基づく意見照会を踏まえた修正をした上で感染症予防計画を改定する。